

与野党6党

ガソリンの暫定税率年内廃止で合意

財源に「高所得層への課税」の見直しなど浮上

自民党、日本維新の会と立憲民主党、国民民主党、公明党、日本共産党の与野党6党の税制調査会長などによる実務者協議が5日に開催され、ガソリンの暫定税率(1リットルあたり25・1円)を今年12月31日に廃止することで正式合意した。廃止までの措置として現在1リットルにつき約10円補助されているガソリンに係る補助金を11月13日から2週間ごとに同5円ずつ増額し、12月11日に暫定税率分まで引き上げた後、12月31日に暫定税率を廃止する。

今回の合意で、財源の確保策として、租税

特別措置の見直しや5年度税制改正で創設されるのかや、合計所得金額がおおよそ30億円を上回る人で追加の税負担が生じるとされる見直しや、高所得層への課税の負担が軽減される見直しなどが挙げられる。暫定税率の廃止が実現する目途が立ったことで、次の焦点はそこの財源確保のため、どこに移る。

国税の徴税コストが大幅に低下

6会計年度 過去30年で最も低く

ここ数年の税収の伸びを受けて、国税の徴税コストが大幅に低下している。財務省が10月31日に公表した令和6事務年度国税庁実績評価書によると、令和6会計年度に100円分の税金を徴収するのに1・1を下回る水準となった。過去30年で最も低かった。同コストは、いわゆるリーマンショックで税収が急減した平成21年度に1・93にまで上昇したものの、その後は税収の回復に伴い数字が改善し、令和4年度以降は1・1を下回る水準と

軽油引取税の暫定税率(同17・1円)もガソリンと同様に補助金を段階的に引き上げ、11月27日時点で暫定税率分と同水準まで補助金を引き上げた後、自治体の財政年度が開始するタイミングである

来年4月1日に暫定税率を廃止することとし、今年末までに結論を得る。それぞれ廃止には法改正が必要となるが、ガソリンの暫定税率の廃止は野党がすでに提出している暫定税率廃止法案に修正を加え、今国会で成立させる。

この数年の税収の伸びを受けて、国税の徴税コストが大幅に低下している。財務省が10月31日に公表した令和6事務年度国税庁実績評価書によると、令和6会計年度に100円分の税金を徴収するのに1・1を下回る水準と

令和7年度中学生の「税についての作文」の主な受賞作品

賞名	作品名	氏名	学校名
内閣総理大臣賞	「納税」という名の優しさ	内海 璃子	福岡市立春吉中学校3年
総務大臣賞	「税金が照らす夢のスタートライン」	森谷 環	大阪教育大学附属平野中学校3年
財務大臣賞	「ボクは税金今日もどこかで…」	深澤 昂	甲府市立東中学校1年
文部科学大臣賞	図書館の本が教えてくれたこと	佐藤こはる	千葉・木更津市立太田中学校1年
大蔵財務協会理事長賞	家族を守ってくれた税	山本 姫愛	北海道・千歳市立富丘中学校3年
	納税者として	山内 蒼	秋田・湯沢市立湯沢北中学校2年
	暮らしは税で守られている	齊藤 和奏	宇都宮市立宮の原中学校3年
	その可能性を最大限に	鹿野 穂高	山梨・笛吹市立石和中学校1年
	未来に納める	林 愛子	福井・永平寺町松岡中学校3年
	未来の命を守るための貯金箱	酒井 聖夜	静岡・河津町立河津中学校2年
	未来を支える一人として	橋本 沙那	大阪市立大宮中学校3年
	税金で行う快適なまちづくり	津森 絢芽	広島・尾道市立向東中学校2年
	税がつなく、僕たちの生活	二宮 悠輔	愛媛・宇和島市立三間中学校3年
	未来を守る税金	平林 芽依	福岡市立高取中学校3年
正しい税金の使い方	中山 佳穂	熊本・八代市立第一中学校3年	
小さな気付き、大きな学び	下地 凜子	沖縄・宮古島市立北中学校3年	

中学生の作文 各賞が決定

7年度 内閣総理大臣賞など

全国納税貯蓄組合連合会(藤波一博会長)と国税庁主催、一般財団法人大蔵財務協会などの後援による令和7年度(第59回)中学生の「税についての作文」の最終審査会が10月30日、国税庁で行われた。

全国の中学校の64.5%に当たる6339校から42万6388編の応募があり、審査の結果、内閣総理大臣賞、総務大臣賞、財務大臣賞、文部科学大臣賞の各1編、国税庁長官賞と全納連会長賞の各46編、大蔵財務協会理事長賞、日本税理士会連合会会長賞、全国法人会総連合会長賞の各12編が決定した。

各大臣賞と大蔵財務協会理事長賞は表の通り(各賞の代表作品は12月の特集号で掲載を予定しております)。

この数年の税収の伸びを受けて、国税の徴税コストが大幅に低下している。財務省が10月31日に公表した令和6事務年度国税庁実績評価書によると、令和6会計年度に100円分の税金を徴収するのに1・1を下回る水準と



1、2年前、子どもが私の知らないE.C.サイトで洋服を探していた。運営企業は中国で、荷物は中国から届くため、配送には時間がかかるが、驚くほど低価格だった。店舗がないことなどがその理由かもしれないが、それだけではないようだ★課税価格の合計額が1万円以下の輸入貨物について消費税等を免除する少額免税制度や個人使用貨物の課税価格を海外小売価格に0・6を乗じて算出する特例が設けられている。各制度の導入時に越境E.C.の拡大は想定されており、現在、国内外の事業者間における課税の公平性の問題が指摘されている★この問題は、昨年から政府税調で議論されており、7年度与野党税制改正大綱には検討を行うことが明記、今年6月からは財務省のWGでも議論されている。今後、輸入貨物への課税が見直されそうだ。(T)

これがリーマンショックによる税収の減少を受けて急激に上昇。その後2年間も1・7台となったが、24年度以降は低下傾向となり、令和6年度は1を下回るのが目前の水準にまで改善した。徴税コストもさらなる低下が期待される。

税を考える週間 この社会 あなたの税がいきている 11月11日~11月17日

人に、街に、愛される法人会をめざして

公益社団法人 **久留米法人会**

会長 金子 泰大

事務局 / 〒830-0022 久留米市城南町15-5 (久留米商工会館3F)

☎ (0942)39 2326 FAX(0942)33 5099

川原 治税理士事務所

〒830-0038

久留米市西町1132-1 5F

TEL (0942) 46-5030

FAX (0942) 46-5033

TOWAの手袋

株式会社 **東和コーポレーション**

代表取締役社長 渡辺 聡

久留米市津福本町227番地 / ☎830-0047

TEL:0942-32-8355 FAX:0942-38-3527

営業所 / 札幌・東京・名古屋・大阪・福岡

国税庁の幹部に聞く

調査査察部長 斎須 朋之

さいす・ともゆき 平成5年現財務省入省、30年主計局主計官(司法・警察、経済産業、環境係担当)、令和元年主計局給与共済課長、2年内閣官房内閣参事官(内閣官房副長官補付)、3年復興庁統括官付審議官、4年厚生労働省大臣官房審議官(老健、障害保健福祉担当)、6年国税庁長官官房審議官(酒税等担当)、7年7月から現職。

「今事務年度はどのよ
うな方針で事務運営されて
いるかお聞かせください。
調査査察部は、大法人の
調査に関する事務を所掌す
る調査課と特に悪質な脱税
の取り締まりに関する事務
を所掌する査察課で構成さ
れていますが、どちらも税
務コンプライアンスを高
め、申告納税制度を発展さ
せていく上で重要な役割を
担っています。」

「具体的には、過去の申告
誤りや内部体制の状況な
どの、個々の法人の各種要素
をデータ分析した結果等か
ら、租税回避・不正計算・
海外への所得移転等が想定
されるような高リスクの法
人を選定し、それぞ
れのリスクに応じた適切な
調査体制に基づき深度ある
調査を実施すること
をしています。」

「また、協力的手法である
「税務に関するコーポーレ
ーチ」に基づき、実地調査
と面談を行い、税務
CGの評価結果を伝達する
ことなどにより、双方の
協働関係を築いた上で自
己の発的な税務コンプライ
アンスを充実させ、企業側
の税務に関する



海外当局とのネットワーク強化などを通じ、国際調査能力を向上

「内部体制等の更なる充実
を促していくこととしてい
ます。」

「今事務年度は、これらの
取組を一層充実させ、引き
続き、大法人の税務コンプ
ライアンスの維持・向上に
取り組んでまいります。」

「この目的を達成するた
め、査察を取り巻く環境が
変化する中においても、社
会的に非難されるべき悪質
な脱税を的確に摘発し、検
察官に告発できるよう、組
織力を発揮した効果的・効
率的な事務運営に努めるこ
ととしています。」

「近年においては、経済取
引の広域化、国際化及びデ
ジタル化等に伴い、脱税の
手段・方法も複雑・巧妙化
しており、告発に向けた証

「「疑わしい取引に関する情
報」を含む各種データの分
析・活用や、デジタルフォ
レンジックによる証拠保全
・解析、租税条約等に基づ
く外国税務当局との情報交
換制度の活用などにより効
果的・効率的な調査を実施
するほか、令和7年5月に
成立した改正刑事訴訟法に
より整備される刑事捜査・
公判手続のデジタル化との
一体性に配慮する形で、犯
則調査手続のデジタル化に
対応するための法令及びシ
ステム整備を順次進めるな
どの、組織全体の職務遂行能
力の向上に努めることとし
ています。」

「また、OECD
及び関係各国の租税規則調
査当局が様々な執行面の議
論を行う多国間枠組み「租
税犯罪等タスクフォース
(TFTC)」に我が国が
議長を輩出する等、海外
当局との連携や情報共有等
についても積極的に取り組
んでいます。」

「現下の経済社会情勢も踏
まえつつ、社会的に非難さ
れるべき悪質な脱税者に対
して、検察当局との連携を
図り、より一層厳正・的確
な査察調査に取り組んでま
いります。」

「「最近の国際的な事案
への対応についてお聞かせ
ください。」

「「利益B」は、「基礎的
制度的周知・広報を進め
ていくとともに、今後公表
される執行ガイダンスや追
加の税制改正等も踏まえて
適切に対応していきたいと
考えています。」

「また、査察調査との関係
では、国際化に伴う海外へ
の隠匿資産や海外不正取引
等の増加に対応すべく、海
外当局とのネットワーク等
を強化しています。国外証
拠の収集は、租税条約等に
基づく情報交換に基づき行
っており、公判での
客観証拠の重要性が高まっ
ていると指摘される中、こ
れを踏まえてFATCAを国
際的な租税条約等に基づき
情報交換の枠組みをより一層
充実させていくことが
重要と考えています。この
点についてもお話しした
とおりです。」

「「第2の柱であるグ
ローバル・ミニマム課税
は、年間総収入金額が7億
5千万ユーロ以上の多国籍
企業を対象として、国際的
な取組も活用しながら、査
察の国際調査能力を向上さ
せたいと考えています。」

「「第2の柱であるグ
ローバル・ミニマム課税
は、年間総収入金額が7億
5千万ユーロ以上の多国籍
企業を対象として、国際的
な取組も活用しながら、査
察の国際調査能力を向上さ
せたいと考えています。」

手づくりの心がはずむ
トライ・アム
サンカクヤ
毛糸・手芸材料・服飾材料・コットン・裏地・フラー

●薬院店 ●新宮店 ●鳥栖店 ●佐賀店 ●荒尾店
●春日店 ●小笹店 ●姪浜店 ●本城店 ●国分店

本 部 福岡市西区内浜1丁目15-43 ☎092(884)2816

人と地球に“やさしい”をめざす

Nakayama
代表取締役社長 中山弘志

株式会社中山鉄工所
本社・工場 / 〒843-0001 佐賀県武雄市朝日町大字廿四2246-1
TEL:(0954)22-4171(代) FAX:(0954)23-0691
事業所 / 東京支店・大阪支店・名古屋営業所・広島営業所
・仙台出張所・シンガポール現地法人

■破碎机・選別機
■砕石プラント・リサイクルプラント
■自走式リサイクル機械
■土壌改良機
■小水力発電システム

www.ncjpn.com

続 傍流の正論 税相を斬る

■弁護士・税理士 品川 芳宣

66

シャープ税制の目玉は、富裕税の創設であった。富裕税は、当時の所得税の最高累進税率85%を55%に引き下げる代わりに、多くは高所得者でもある高額財産所有者に対する財産税であった。富裕税の課税価格は、課税時期(毎年12月31日)において有する財産の価額から、債務の全額を控除した金額であり、免税点が500万円であった。

富裕税の税率は、次の超過累進税率とされた。

500万円を超える金額	1000分の5
1千万円を超える金額	1000分の10
2千万円を超える金額	1000分の20

このように、富裕税は、典型的な財産税であるが、なぜ「財産税」という名称を用いなかっただかという点、その名称である「税の実体が国民にすぐ知れることになり、国民の間に「預金引出し」のような資産隠しが行われる」ということが予測され、いわば苦肉の策の名称であったとのことである。

また、富裕税は、前述のように、課税価格が「財産の価額」であるがゆえに、財産の存在と価額の評価が大きな問題となった。財産税も申告納税方式が採用されていたので、納税者がそれらを正しく申告すれば足りるのであるが、それも困難となり、執行上、種々の問題を惹起した。そのため、昭和28年度税制改正において、富裕税は廃止されることになった。

このように、富裕税の存在は、わずか3年に過ぎなかつたのであるが、その後の税制や税務執行に大きな影響を及ぼすことになった。その一つが財産の評価についてである。筆者の手に、当時施行されていた「富裕税財産評価事務取扱通達(富裕税通達)」がある。

この通達は、第一章に通則があり、第二章から第五章までに、財産の種類ごとに各財産の評価方法が定められており、210箇条に及ぶ財産評価の大典である。まず、第一章一項は「財

戦後80年⑤～富裕税

産の価額及び債務の金額は、第二章以下に定める評価単位ごとの財産につき評価するものとし、その評価額の合計額をもってその者の有する財産の価額又は債務の金額とする。」と評価の原則を定め、同一項は「法第十二条に規定する時価とは、財産の所有者又は権利者が課税時期において当該財産についてその交換価値を秤量した場合に客観的に規定せられる価額であつて、この場合の交換価値は、財産の所有者又は権利者が当該財産を所持し、使用収益する状態において存する価額とする。」と、時価の意義を定めている。

このような規定は、現行の評価通達一項(二)が、「時価」とは客観的交換価値をいい、「その価額は、この通達の定めによって評価した価額による。」と定め、各財産の評価について、評価基準(標準価額)制度を定めていることとの原形である。

また、このような標準価額は、当該財産の客観的交換価値と乖離することがあるが、それが「著しく不相当」と認められるときは、国税庁長官の指示を受けて評価する旨の現行評価通達六項があるが、その原形として、富裕税通達十一項(三)では、次のように定めている。

「特殊異例と認められる財産について評価する場合又は第二章以下に定める評価額によらない額により評価する場合においては、課税価格又は富裕税額の更正又は決定前国税庁の指示を受ける。」

そして、個別の財産の評価については、富裕税通達は、すでに、「取引相場のない株式」を定義し、同族株主に対しては、純資産価額方式で評価することとし、それ以外の株主に対しては、類似業種比準方式で評価することを定めている。

以上のように、富裕税の導入は、現行の財産評価の土台造りに貢献したのであるが、一般財産税としての課税は、執行上、財産の捕捉が、所得の正確な捕捉にも重要な役割を果たすことを示唆してきた。そして、平成27年度税制改正において、合計所得金額が2000万円を超え、財産の価額が3億円を超えるものに対しては、財産債務調査書の提出が義務付けられ、それを怠った場合には、各種加算税が重課されることになった。

められる会計処理の基準に従って計算されるものとする」と規定していますが、所得税法にはこうした規定はありません。ざりとて、所得税法第37条第1項と法人税法第22条第3項において、それぞれ置かれる売上原価、販売費及び一般管理費という用語が同様の意味で使用されていることからすれば、これらについては、企業会計の例により解釈するというのが相当といえます。

売上原価とは、売上高に対応する商品及び製品等の仕入原価又は製造原価をいうものとされます(金子宏「税法用語事典」税務経理協会)。しかし、所得税法及び法人税法のいずれにおいても、売上原価をどのようにして計算するのかを規定していません。ですから、売上原価の計算方法についても、企業会計の例により、次のような算式で説明することができます。

$$\text{〔算式〕} \quad \left(\begin{array}{c} \text{期首商品} \\ \text{棚卸高} \end{array} \right) + \left(\begin{array}{c} \text{当期商品} \\ \text{仕入高} \end{array} \right) - \left(\begin{array}{c} \text{期末商品} \\ \text{棚卸高} \end{array} \right) = \text{売上原価}$$

所得税法は、売上原価の計算方法を規定しない一方、事業所得を生ずべき事業に係る商品、製品、半製品、仕掛品、原材料その他の資産で棚卸しをすべき一定のものを棚卸資産として定義し(所法2①十六、所令3)、その期末評価の方法等について規定しています(所法47、所令99~104)。つまり、所得税法は、売上原価やその計算方法を規定せず、それらを解釈に委ね、棚卸資産やその期末評価の方法等を規定することで、そのような規定に基づいて売上原価が算定されるという手法を選んだのだと考えます。

法令に定義されていない用語は文理解釈が原則

売上原価は解釈、棚卸資産の期末評価等は規定

必要経費を考える

所得税 基本講座

■税理士 日高 大開

6

解釈の仕方(1)

所得税法第37条第1項は、「総収入金額に係る売上原価その他当該総収入金額を得るため直接に要した費用」と、「販売費、一般管理費その他これらの所得を生ずべき業務について生じた費用」を必要経費として規定しながら、売上原価、販売費及び一般管理費がいかなるものであるかを明かにしていません。

このような場合は、原則として、法令の規定の文字や文章の意味するところに即して解釈する方法(文理解釈)によることになります。文理解釈では、法令で用いられている文字や用語は、特別の定義がない限り、世間一般に理解されているような意味で読みます。文理解釈をする上で次に注意すべきことは、文字や用語をいつ現在で解釈するのかということです。基本的には、その法令の制定当時ということになりますが、解釈する当時の考え方によって解釈することも許容されます。例えば、直接雇用関係のない海外親会社が付与したストックオプションが所得税法第28条第1項の解釈により給与所得に該当する(最三小判平17.1.25ほか)というようなことは、所得税法の制定当時には考えてもみなかったことでしょう。

ところで、法人税法第22条第4項は、「一般に公正妥当と認

保険のことなら、おまかせください!

団体扱自動車保険取扱代理店

九電産業株式会社

保険部 営業第三グループ

〒810-0004 福岡市中央区渡辺通2丁目1-82

(電気ビル北館4F)

☎ 0120-400-970

福岡クロス工業株式会社

取締役社長 天岡 健

本社 〒812-0014 福岡市博多区比恵町9番24号
電話代表 (092)431-4961番
FAX (092)415-2016番
URL <https://www.fukuoka-cloth.co.jp>

営業所 東京・大阪 / 工場 九州(佐賀)

未来をひらく



九州塗料工業株式会社

代表取締役 志岐 壽重

本社 / 大川市酒見38 ☎(0944)86-5141

大木工場 / 三潁郡大木町横溝124 ☎(0944)33-0333

裁決事例集

262

裁決のポイント

引渡命令処分の対象となった動産は、滞納者が取得したものと認められ、その後、第三者に譲渡したとは認められないから、同処分時において滞納者の所有財産であったと認められるとした事例。

原処分庁が、本件滞納者の滞納国税を徴収するため、請求人が占有していた動産の引渡命令処分を行ったのに対し、請求人が、当該動産は参加人の所有物である可能性があるとして、原処分の全部の取消しを求めた事案で、国税不服審判所は請求人の主張を退ける判断をした(令和7年3月17日付、公表裁決)。

事案の概要

請求人は、〇〇を目的とする法人であり、平成25年〇月以來、Aを運営している。

参加人は、23年に設立された〇〇(資産管理会社)である。

本件滞納者は、請求人の創業者であり、代表取締役を取締役を歴任したが、〇年に退任した。また、本件滞納者は、参加人の設立者であり、唯一の株主および唯一の取締役であったが、高等裁判所の命令により、Xらが、参加人の株式の共同管財人となり、また、取締役となつて、以後、同らが参加人を経営している。そのため、本件滞納者は、令和〇年に取締役を解任された。

請求人および参加人は、平成25年〇月〇日付で、請求人を受寄者、参加人を寄託者とする本件寄託契約を締結した。

なお、本件寄託契約の契約書(本件寄託契約書)には、寄託物が参加人に帰属する旨の記載も、所有者についての定め

引渡命令を受けた動産は滞納者が取得したもの、参加人の所有財産である可能性があるとの主張認めず

編集部編

もない。
また、本件寄託契約書の別紙「寄託物目録」には、寄託物目録は別途作成するものとするとの記載されている。

本件滞納者は、令和5年9月19日時点において、本件滞納国税を滞納していた。請求人は、本件動産1および本件動産2(本件各動産)をAにおいて保管していた。

原処分庁所属の徴収担当職員は、5年9月12日、請求人に対し、本件各動産を引き渡すよう書面で要請した。請求人は、5年9月19日、原処分庁所属の徴収担当職員に対し、本件各動産の引渡しを拒んだ。

原処分庁は、5年9月19日付で、請求人に対し、徴収法の規定に基づき、引渡期限を同月27日として、本件各動産の引渡しを求める財産の各引渡命令処分(本件各引渡命令処分)を行い、その処分に係る各「財産の引渡命令書」を請求人に対し同月20日に発した。

争点は、本件各動産は、本件各引渡命令処分時において本件滞納者の所有財産であるか否か。

請求人の主張

原処分庁が行った徴収法の規定に基づく動産の引渡命令処分について、〇〇は、請求人が寄託契約に基づき参加人から寄託を受けて保管していることからすると、参加人の所有財産である可能性がある。

審判所の判断

本件滞納者と参加人は、平成23年〇月〇日付で、本件滞納者が、参加人に対して、本件滞納者所有の〇〇を、〇〇円で売却する旨の契約(本件平成23年〇月売却契約)を締結し、参加人は、同額の約束手形を振り出し、交付して、代金を支払った。

本件動産1は、本件取引先1から購入したものであり、本件滞納者は、一人または家族で本件取引先1の店舗に行ったり、本件取引先1に本件滞納者の自宅ま

で商品を持ってきてもらい、購入する〇〇を選定した。本件取引先1は、本件動産1を、本件滞納者の自宅または本件滞納者の指示によりAに納品した。

本件動産2は、本件取引先2から別表4(省略)の「売買契約書」欄記載の各日に購入したものであり、本件滞納者は、本件取引先2の店舗に行つて、購入する〇〇を選定した。本件取引先2は、本件動産2を、主に本件滞納者の自宅へ納品したが、後日、本件滞納者の指示で、Aに移動したこともあった。

本件動産1については、請求書の作成に先立って納品が行われており、契約書も作成されていないため、納品に先立つ売買契約成立の日は明確ではないが、請求書は一番時期が早いもので平成25年〇月に作成されており、売買契約締結から請求書作成までに一年以上が経過することとは考え難いため、本件動産1の売買契約が成立したのは、少なくとも本件平成23年〇月売却契約によって本件滞納者が参加人に〇〇を売却した23年〇月〇日より後であると認めるのが相当である。

本件動産2を購入したのは、別表4の「売買契約書」欄記載のとおり、平成26年〇月以降であるから、本件各動産は、本件平成23年〇月売却契約の対象に含まれていないと認められない。

本件寄託契約書には、寄託物の帰属に関する定めはなく、そのほか、本件平成23年〇月売却契約以外に本件滞納者と参加人との間で作成された〇〇に関する売買契約書は見当たらず、参加人から本件滞納者へ〇〇の対価が支払われたことを示す入金記録等も見当たらない。

以上によれば、本件滞納者が、本件各引渡命令処分までの間に、本件各動産の所有権を参加人に移転したとは認められない。

本件各動産は、本件滞納者が取得したものと認められ、その後、参加人を含む第三者に譲渡したとは認められないから、本件各動産は、本件各引渡命令処分時において本件滞納者の所有財産であると認められる。

注目の二冊

法人税・法人事業税ガイドブック
(令和7年11月改訂)

森高厚胤/清水一郎
柳谷憲司/大場智 共著

本書は、制度内容の確認から日常の税務実務まで、幅広く活用可能な法人税務の現場に携わる方々必携の「ガイドブック」。

法人税法第1条にはじまり、条文番号に沿って、制度の趣旨、概要及び適用に当たっての留意点を解説。その解説をより深く理解するための主要裁判例・裁決例及び国税庁質疑応答事例を紹介。
法人事業税・法人住民税についても地方税、地方税関係通達(道府県税関係)(市町村税関係)に基づき制度の趣旨、概要を説明するとともに、法人税との関連性についても付言。

要所に図表、「1万円以下飲食費」などを盛り込んだ「CHECK」、少額の減価償却資産と固定資産税(償却資産)などを盛り込んだ「コラム」を織り交ぜ、重要な情報をわかりやすく簡潔に解説。「事項索引」及び「法令索引」を書籍冒頭に収録することにより、確認したい項目を即座に検索可能。

法人税・法人事業税・法人住民税の重要ポイントをこの一冊に集約。

A5判、576ページ。定価2,640円(税込み)。申し込みは、(一財)大蔵財務協会販売局(TEL03-3829-1414、FAX03-3829-4001)。



九州電気産業株式会社

代表取締役 相良 恒久

本社/福岡市中央区渡辺通2-1-82
(電気ビル北館12F)
☎(092)761-7231(代) FAX(092)714-1365

工場/福岡県粕屋郡志免町南里1-13-1
☎(092)935-0493 FAX(092)936-8387

社会に貢献する
優良企業

Windows11にも
対応しています。



会員募集

初心者にもやさしく
さらに充実の機能で
使いやすい 簡単操作

ブルーリターンA

青色申告会の会員向けのパソコン用会計ソフト

福岡県青色申告会連合会
〒812-0038 福岡市博多区祇園町1-40 大樹生命福岡祇園ビル3F
電話 (092) 283-7177 FAX (092) 283-7176

ふるさと納税 コーナーな返礼品を探る

■編集部編 6

熊本県天草市は「ふるさと納税を利用して、家族みんなで恐竜時代の化石を発見しよう!」と呼びかけている。

天草諸島と九州本土に囲まれた不知火海に浮かぶ離島の町、天草市御所浦町。古くから漁業の町として知られ、今も多くの町民が漁業に携わっている。また、温暖な気候のもと柑橘類の栽培なども盛んだ。

そんな御所浦町には、「恐竜の島」と呼ばれる一面がある。島内に広がる約1億年前の白亜紀の地層から恐竜の化石や足跡、またアンモナイトや二枚貝など、恐竜と同じ時代に生きていた生物の化石が多く発見されるのだ。

今回、ふるさと納税の返礼品として紹介する天草市の「化石ディグ体験」とは、御所浦町での化石採集を気軽に体験できるというもの。

化石採集の会場となるトリゴニア砂岩化石採集場では、白亜紀中頃に生息していた貝の化石が豊富に見ら

「恐竜の島」で化石採集を体験

熊本県天草市 5つまで持ち帰り可

れ、特に「アテロトリゴニア」と呼ばれるサンカクガイの仲間や、御所浦の名前がついた「ゴショライア」などの二枚貝の化石が多く発見されている。

なお、採集場にはスタッフが常駐しており、化石の見つけ方や道具の使い方、採集した化石の説明など丁寧にサポートしてくれるので、初心者でも子どもでも安心して楽しむことができる。

そしてなにより、この採集所では、ほぼ100%の確率でなんらかの化石が採集できるそうで、過去には博物館に展示されるような化石を発見した人もいたとか。そのような貴重な化石については、博物館に寄贈してもらった規定にはなっているが、そうでなければ5つまでは化石を持ち帰ってよいとされており、自分の手元に残ることで、地球の歴史を感じる良い思い出になるだろう。

さらに、学芸員により監修された「化石カード」というトレーディングカードが配布されており、発見した化石に応じて、学術的な解説が記載されたカードを集める楽しみ方もある。レア化石のカードはホログラム加工が施されている本格的なトレーディングカードとなっているそうだ。

ふるさと納税をきっかけに、地球の歴史を感じながらの楽しい思い出作り。ご家族でいかがだろうか。

今回は、前回に引き続き、消費税法等を争点とする裁判の傾向について見たいと思います。

データで見る 税務争訟

■税理士 柳谷 憲司

6

期、帳簿等の不提示・不備、記載事項の不備、みなし仕入れ率)が消費税率の約半分を占めて1番多く、課税範囲(輸出免税)、調査(第三者の立会い、調査理由の開示、反面調査)、総則(課税事業者選択届出書、免税事業者)、「課税標準」(課税資産の譲渡等の対価の額)が続いています。

課税仕入れ等の範囲・経理区分・時期など「税額控除等」が約半数 消費税法等を争点とするデータを分析

(令和7年6月18日現在)

争点	全部取消	一部取消	棄却	却下	不明	合計
総則	12	25	119	—	—	156
課税範囲	26	37	258	—	1	322
資産の譲渡等の時期	8	6	26	—	—	40
課税標準	15	30	99	1	—	145
税率	—	—	2	—	—	2
税額控除等	59	144	714	—	1	918
国、地方公共団体等の特例	—	1	10	—	—	11
申告、更正の請求の特例	—	—	5	—	—	5
納付及び還付	—	—	1	—	—	1
調査	12	22	151	—	—	185
消費税の会計処理	—	—	4	—	—	4
租税特別措置法	—	—	1	—	—	1
その他	—	—	8	—	—	8
印紙税等	—	7	43	—	—	50
総計	132	272	1,441	1	2	1,848

(全部取消の件数が多い争点) 件数と全部取消件数は概ね比例しています。全部取消の件数が多い争点を詳細に見てみると、「課税仕入れ等の範囲」が16件、「課税資産の譲渡等の対価の額」が14件、「帳簿等の記載事項の不備」が7件、「仕

入税額控除の不適用(その他)が7件、「事業者の判定」が6件、「課税仕入れ等の時期」が6件、「帳簿等の不備」が5件あり、これらの全部取消率は、帳簿等の不備を除いて平均を上回っています。帳簿関係について見ると、不備が5件、不提示は3件の全部取消しがあり、全部取消率は、記載事項の不備は8・33%で平均を上回っていますが、不存在(4・42%)と不提示(1・88%)は平均を大幅に下回っています。

なお、消費税の届出書を失念したケースが税理士賠償責任事例では多いと言われていますが、課税事業者選択届出書や簡易課税制度選択届出書が争点となったもので全部取消されたものは、1件もありませんでした。

TAX ナンバープレイス

太線で区切られた3×3の9マスには1～9の数字がそれぞれ1つつ入ります。タテやヨコの9マスの列にも1～9の数字がそれぞれ1つつ入ります。アルファベットのマスに入る数字を並べると、令和5事務年度末における揮発油税等の課税対象である揮発油の関係場数になります。

答え = A, B, C, D 場

ナンプレの予想難易度: 8

	9	2	8		6			7
			8	5				2
A		7	D					
	2				8			5
	8	1		7		9	2	
4			3				6	C
					B	7		
8					4	2		
7			9		3	6	8	

応募方法

正解された方に抽選で弊会の新刊本をプレゼントいたします。パズルの答え、住所、氏名、年齢、職業、本紙への意見等をお書きの上、下記のメールアドレスにお送りください。

✉ quiz@zaikyo.or.jp

当選者の発表は、発送をもって代えさせていただきます。

<締め切り> 11月16日(日)

前回の答え **62.7** %

豊かな経験、確かな技術。



Ⓢ 大一電気工業株式会社

取締役社長 長瀬 裕亮

本社 / 〒760-0067
高松市松福町2丁目4-6
TEL087-851-1178(代)
FAX087-851-3621

支店 / 愛媛 営業所 / 徳島・北島
建設所 / 綾川

真弓皮フ・泌尿器科

医療法人社団 研友会

院長 真弓 研介

高松市福田町13番地3

TEL (087) 821-3913

大間連が第50回総会開く

新会長にオムロンの田茂井氏を選任

大阪国税局間税協力
会連合会(和仁古明会
長)はこのほど、ホテ
ルプリムローズ大阪に
おいて、第50回通常総
会を開催した。

当日は、大阪国税局
の彦谷直克局長、戸谷
淳哉課税第二部長、柳
沢守人課税第二部次
長、の場幹雄消費課
長および全国間税会
連合会の藤井誠専務理
事、公益財団法人納税
協会連合会の新木敏克
常任副会長が来賓とし
て出席した。

総会では、役員改選
が行われ、オムロン株

式会社の田茂井豊晴執
行役員・グローバル理
財本部長を会長に選
任、田茂井会長は、「50
年の歴史と伝統の上
に、私も今は今、新た
な時代への第一歩を踏
み出そうとしておりま
やその先の未来を見据
えた提言力、推進
力を継続的に強化
していく所存でござ
います」とあい
さつした。

その後、創立50
周年記念行事とし
て、デジタル化推
進宣言式を開催
し、田茂井会長が
「税務手続きにと



「デジタル化推進宣言式」

どまらず、デジタルイ
ンボイスや電子帳簿保
存など、あらゆる業務
のデジタル化をリード
するとともに、会員及
び関連企業や取引先等
に対して積極的に利
用を働き掛けるなど、
税務を起点とした「事
業者の業務のデジタル
化」を一層推進するこ
とにより、社会全体の
DXの実現に努めてま
いります」と宣言した
。写真。

総会に引き続き、創
立50周年記念講演とし
て、彦谷局長が「税務
行政の現状と今後の展
望について」と題し、
税務行政を取り巻く環
境の変化等をはじめ税
務行政の将来像、デジ
タル化促進、酒類業界
の現状等についての講
演が行われた。

全青色熊本局の北村局長らが出席
南九州ブロック大会を開催

一般社団法人全国青
色申告会総連合(伊藤
升吾会長)、南九州青
色申告会連合会(崎田
健二会長)、宮崎県青
色申告会連合会(崎田
健二会長)主催の第66回全
南九州4県
当日は、南九州4県



「南九州ブロック大会」

の各青申会の役員、
来賓として熊本国税局
の北村厚局長をはじめ
幹部、宮崎県・市の関
係者らが出席した。
大会式典では、伊藤
全青色会長と崎田南九
青連会長が写真撮影を
行われ、放送作家でAI
アドバイザーの南恵子
氏が「時代に取り残さ
れない為のAI活用」
をテーマに話した。

次いで、綿貫豊全青
色専務理事が「組織の
スケールメリットを活
かし、時代の変革期を
乗り越えよう」と題し
て中央情勢報告。

この後、大会宣言・
令和8年度税制改正要
望に関する決議が行わ
れた。

また、研修講演が行
われ、放送作家でAI
アドバイザーの南恵子
氏が「時代に取り残さ
れない為のAI活用」
をテーマに話した。

名古屋中税務協
議会(水野一樹会長)は
毎年、名古屋市中区
内10校の新小1年生
に「税」のイラストを
描いた「れんらくぐろ
ろ」をプレゼントして
いる。

名古屋中税務署(新
實亮署長)が開催する
租税教室で「税」につ
いて学んだデザイン専
門学校1年生256人
が、これからの社会を
担う新小1年生に
「税の意義・役割」や
「税の大切さ」を伝え
るためにイラストをデ
ザインした。その中か
ら第一次審査を通過し
た20人が9月26日、あ
いち造形デザイン専門
学校で、イラストに込
めた熱い思いをプレゼ
ンテーションした。

この日、最優秀作品
賞に選ばれたあいち造
形デザイン専門学校の
小笠原清那さん(写真
中央)のイラストが
「れんらくぐろろ」に
印刷され、来年の4月
に新小1年生の手元
に届けられる。

この取組みは、「名
古屋中税務連絡協議会
(税の啓発活動)」、「
名古屋市内のデザイ
ン専門学校(デザイ
ンワーク授業)」、「名
古屋中税務署(租税教
育の充実)」の協同事
業として企画し、毎日
使う「れんらくぐろろ」
を通して、児童やその
保護者に税の関心を持
ってもらうために活動
を続けている。

また、研修講演が行
われ、放送作家でAI
アドバイザーの南恵子
氏が「時代に取り残さ
れない為のAI活用」
をテーマに話した。

次いで、綿貫豊全青
色専務理事が「組織の
スケールメリットを活
かし、時代の変革期を
乗り越えよう」と題し
て中央情勢報告。

この後、大会宣言・
令和8年度税制改正要
望に関する決議が行わ
れた。

また、研修講演が行
われ、放送作家でAI
アドバイザーの南恵子
氏が「時代に取り残さ
れない為のAI活用」
をテーマに話した。



「名古屋中税務署の租税教室」

政府税調委員の佐藤氏が講演

東法連「考える週間」で協賛行事
一般社団法人東京法
人会連合会(斎藤保会
長)は10月24日、都内
70人が出席した。

一橋大学経済学研究
科教授で政府税制調査
会の特別委員などを務
める佐藤主光氏が「社
会保障制度の在り方と
「税制」と題して講演
した。

その上で、制度の持
続には社会保険料の引
上げも選択肢になる
が、社会保険料の負担
はすでに高水準になっ

同研究会は中国地区
の民放各社の経理部署
で構成された組織で、
当日は20人が参加し
た。

玉根氏は「納税者の
利便性の向上」「課税
・徴収事務の効率化・
高度化」「事業者のデ
ジタル化促進」の3つ
を柱とする「税務行政
のデジタル・トランス
フォーメーション」税
務行政の将来像202
3」の概要を解説。
そのうえで、クラウド
会計ソフトやデジタル
インボイスの導入事
例、IT導入補助金の
活用例を紹介しなが
ら、事業者が税務手続
きを起点に業務のデジ
タル化を進めるメリッ
トを詳しく説明した
。写真。

同研究会は中国地区
の民放各社の経理部署
で構成された組織で、
当日は20人が参加し
た。

玉根氏は「納税者の
利便性の向上」「課税
・徴収事務の効率化・
高度化」「事業者のデ
ジタル化促進」の3つ
を柱とする「税務行政
のデジタル・トランス
フォーメーション」税
務行政の将来像202
3」の概要を解説。
そのうえで、クラウド
会計ソフトやデジタル
インボイスの導入事
例、IT導入補助金の
活用例を紹介しなが
ら、事業者が税務手続
きを起点に業務のデジ
タル化を進めるメリッ
トを詳しく説明した
。写真。

同研究会は中国地区
の民放各社の経理部署
で構成された組織で、
当日は20人が参加し
た。

玉根氏は「納税者の
利便性の向上」「課税
・徴収事務の効率化・
高度化」「事業者のデ
ジタル化促進」の3つ
を柱とする「税務行政
のデジタル・トランス
フォーメーション」税
務行政の将来像202
3」の概要を解説。
そのうえで、クラウド
会計ソフトやデジタル
インボイスの導入事
例、IT導入補助金の
活用例を紹介しなが
ら、事業者が税務手続
きを起点に業務のデジ
タル化を進めるメリッ
トを詳しく説明した
。写真。

同研究会は中国地区
の民放各社の経理部署
で構成された組織で、
当日は20人が参加し
た。

玉根氏は「納税者の
利便性の向上」「課税
・徴収事務の効率化・
高度化」「事業者のデ
ジタル化促進」の3つ
を柱とする「税務行政
のデジタル・トランス
フォーメーション」税
務行政の将来像202
3」の概要を解説。
そのうえで、クラウド
会計ソフトやデジタル
インボイスの導入事
例、IT導入補助金の
活用例を紹介しなが
ら、事業者が税務手続
きを起点に業務のデジ
タル化を進めるメリッ
トを詳しく説明した
。写真。

同研究会は中国地区
の民放各社の経理部署
で構成された組織で、
当日は20人が参加し
た。

玉根氏は「納税者の
利便性の向上」「課税
・徴収事務の効率化・
高度化」「事業者のデ
ジタル化促進」の3つ
を柱とする「税務行政
のデジタル・トランス
フォーメーション」税
務行政の将来像202
3」の概要を解説。
そのうえで、クラウド
会計ソフトやデジタル
インボイスの導入事
例、IT導入補助金の
活用例を紹介しなが
ら、事業者が税務手続
きを起点に業務のデジ
タル化を進めるメリッ
トを詳しく説明した
。写真。

同研究会は中国地区
の民放各社の経理部署
で構成された組織で、
当日は20人が参加し
た。

玉根氏は「納税者の
利便性の向上」「課税
・徴収事務の効率化・
高度化」「事業者のデ
ジタル化促進」の3つ
を柱とする「税務行政
のデジタル・トランス
フォーメーション」税
務行政の将来像202
3」の概要を解説。
そのうえで、クラウド
会計ソフトやデジタル
インボイスの導入事
例、IT導入補助金の
活用例を紹介しなが
ら、事業者が税務手続
きを起点に業務のデジ
タル化を進めるメリッ
トを詳しく説明した
。写真。

端本局長を囲み座談会

東海税連協 税務行政のデジタル化など語る



東海税務連絡協議会(会長=尾崎秀明
名古屋税理士会会長)はこのほど、11日
から17日まで実施する「税を考える週間」
を前に、名古屋国税局の端本秀夫局長を
囲み座談会を行った。写真。

端本局長と尾崎会長をはじめとする構
成7団体のトップは、税務行政のデジタ
ル化や社会全体のDX推進に向けた取組
みをはじめ、租税教育などの各団体の活
動状況について語った(詳細は電子版に
掲載しております)。

東海税務連絡協議会(会長=尾崎秀明
名古屋税理士会会長)はこのほど、11日
から17日まで実施する「税を考える週間」
を前に、名古屋国税局の端本秀夫局長を
囲み座談会を行った。写真。

端本局長と尾崎会長をはじめとする構
成7団体のトップは、税務行政のデジタ
ル化や社会全体のDX推進に向けた取組
みをはじめ、租税教育などの各団体の活
動状況について語った(詳細は電子版に
掲載しております)。

東海税務連絡協議会(会長=尾崎秀明
名古屋税理士会会長)はこのほど、11日
から17日まで実施する「税を考える週間」
を前に、名古屋国税局の端本秀夫局長を
囲み座談会を行った。写真。

端本局長と尾崎会長をはじめとする構
成7団体のトップは、税務行政のデジタ
ル化や社会全体のDX推進に向けた取組
みをはじめ、租税教育などの各団体の活
動状況について語った(詳細は電子版に
掲載しております)。

東海税務連絡協議会(会長=尾崎秀明
名古屋税理士会会長)はこのほど、11日
から17日まで実施する「税を考える週間」
を前に、名古屋国税局の端本秀夫局長を
囲み座談会を行った。写真。

端本局長と尾崎会長をはじめとする構
成7団体のトップは、税務行政のデジタ
ル化や社会全体のDX推進に向けた取組
みをはじめ、租税教育などの各団体の活
動状況について語った(詳細は電子版に
掲載しております)。

東海税務連絡協議会(会長=尾崎秀明
名古屋税理士会会長)はこのほど、11日
から17日まで実施する「税を考える週間」
を前に、名古屋国税局の端本秀夫局長を
囲み座談会を行った。写真。

端本局長と尾崎会長をはじめとする構
成7団体のトップは、税務行政のデジタ
ル化や社会全体のDX推進に向けた取組
みをはじめ、租税教育などの各団体の活
動状況について語った(詳細は電子版に
掲載しております)。

東海税務連絡協議会(会長=尾崎秀明
名古屋税理士会会長)はこのほど、11日
から17日まで実施する「税を考える週間」
を前に、名古屋国税局の端本秀夫局長を
囲み座談会を行った。写真。

端本局長と尾崎会長をはじめとする構
成7団体のトップは、税務行政のデジタ
ル化や社会全体のDX推進に向けた取組
みをはじめ、租税教育などの各団体の活
動状況について語った(詳細は電子版に
掲載しております)。

東海税務連絡協議会(会長=尾崎秀明
名古屋税理士会会長)はこのほど、11日
から17日まで実施する「税を考える週間」
を前に、名古屋国税局の端本秀夫局長を
囲み座談会を行った。写真。

端本局長と尾崎会長をはじめとする構
成7団体のトップは、税務行政のデジタ
ル化や社会全体のDX推進に向けた取組
みをはじめ、租税教育などの各団体の活
動状況について語った(詳細は電子版に
掲載しております)。

東海税務連絡協議会(会長=尾崎秀明
名古屋税理士会会長)はこのほど、11日
から17日まで実施する「税を考える週間」
を前に、名古屋国税局の端本秀夫局長を
囲み座談会を行った。写真。

端本局長と尾崎会長をはじめとする構
成7団体のトップは、税務行政のデジタ
ル化や社会全体のDX推進に向けた取組
みをはじめ、租税教育などの各団体の活
動状況について語った(詳細は電子版に
掲載しております)。

東海税務連絡協議会(会長=尾崎秀明
名古屋税理士会会長)はこのほど、11日
から17日まで実施する「税を考える週間」
を前に、名古屋国税局の端本秀夫局長を
囲み座談会を行った。写真。

端本局長と尾崎会長をはじめとする構
成7団体のトップは、税務行政のデジタ
ル化や社会全体のDX推進に向けた取組
みをはじめ、租税教育などの各団体の活
動状況について語った(詳細は電子版に
掲載しております)。

名古屋税理士会
会長 尾崎 秀明
名古屋市中村区栄王山通8-14
税理士ビル4階
(052) 752-7711

東海税理士会
会長 片山 泰宏
名古屋市中村区名駅南2-14-19
住友生命名古屋ビル22階
(052) 581-7508

東海青色申告会連合会
会長 岡 幸夫
津市丸之内12-1
(059) 229-6310

東海法人会連合会
会長 八木 稔
静岡市駿河区南町11-1
静銀・あいち銀 静岡駅南ビル4階
(054) 286-5161

東海納税貯蓄組合連合会
会長 宇佐美 三郎
名古屋市中村区名駅南1-15-21
宇佐美名古屋ビル7階(株)宇佐美鉱油内
(052) 583-8566

東海間税会連合会
会長 清水 順二
名古屋市熱田区桜田町19番21号
(株)山田商会内
(052) 871-9811

東海酒類行政連絡協議会
会長 盛田 宏
名古屋市中区栄3-1-1
広小路本町ビルディング4階
(052) 261-4923